

佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県重要無形文化財唐津焼の保持者中里忠夫（平成四年佐賀県教育委員会告示第二号）は、平成二十一年三月十二日死亡したので、佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第二十条第六項の規定により当該保持者の認定及び佐賀県重要無形文化財唐津焼の指定は解除された。

平成二十一年五月八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

記号番号	種別	名称	保持者	住所	解除年月日
無第六号	佐賀県重要無形文化財 （工芸技術）	唐津焼	中里忠夫（中里逢庵）	唐津市町田三丁目六番二九号	平成二十一年三月二日